

公共発注者の長 殿

中央建設業審議会会長 柳 正憲

公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められていること等を踏まえ、また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、中央建設業審議会で審議を行った結果、同約款を別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の改正内容につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

○施行日について

今回の公共工事標準請負契約約款の改正部分は、令和4年6月21日から施行する。

○改正内容について

（1）契約書の記載事項について

危険な盛土等の発生を防止するためには、工事現場から発生する土の搬出先を明確化すること、特に公共工事においては、発注者が工事の発注段階で搬出先を指定する「指定利用等」を行うことが重要であることに鑑み、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることとした。

なお、発注者による指定利用等の実施にあたっては、指定しようとする搬出先が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正

後の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく都道府県知事等の許可を受けていることなど適正な搬出先であることをあらかじめ確認すること、また、工事の発注段階で暫定的に搬出先を指定する場合には、搬出先の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応することが必要である。

加えて、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（最終変更：令和4年5月20日閣議決定）」にも定められているとおり、建設発生土の運搬・処分等に要する費用については、適正に積算に反映しなければならず、契約締結後に予期せぬ運搬・処分費等の増加があった場合には、追加負担について発注者・受注者間で協議の上、必要に応じ、適切に契約変更を行う必要があることにも留意する必要がある。

（契約書関係）

（2）発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件の拡大について

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

（第48条関係）

以上